

○静岡県自然環境保全条例施行規則

昭和 48 年 9 月 1 日  
規則第 49 号

静岡県自然環境保全条例施行規則をここに制定する。

静岡県自然環境保全条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年静岡県条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自然環境保全地域の最低面積等)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項第 1 号の規則で定める面積は、50 ヘクタールとする。

2 条例第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規則で定める面積は、10 ヘクタールとする。

3 条例第 10 条第 1 項第 4 号の規則で定める土地の区域は、植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齡が特に高い人工林が相当部分を占める森林の区域とし、同号の規則で定める面積は、5 ヘクタールとする。

(自然環境保全地域の指定等の案の公告等)

第 3 条 条例第 10 条第 4 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 自然環境保全地域の位置及び名称

(2) 自然環境保全地域(区域を拡張する場合にあつては、当該拡張に係る部分に限る。)に含まれる土地の区域

(3) 自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第 11 条第 4 項において準用する条例第 10 条第 4 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 保全計画の決定又は変更の案の概要

(2) 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(一部改正〔平成 4 年規則 23 号〕)

(公聴会の開催の公告等)

第 4 条 知事は、条例第 10 条第 6 項(同条第 9 項及び条例第 11 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、条例第 10 条第 5 項(同条第 9 項及び条例第 11 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により異議がある旨の意見書の提出をした者その他当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会の日から 3 週間前までに行うものとする。

(一部改正〔平成 4 年規則 23 号〕)

(公聴会の議長)

第 5 条 公聴会は、知事の指名する県の職員が議長として主宰する。

(公述人の陳述等)

第 6 条 公聴会においては、議長は、まず異議がある旨の意見書の提出をした者その他公述人のうちできこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

- 2 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 3 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 4 公述人及び発言を許された者の発言は、意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。
- 5 公述人及び発言を許された者が前項の範囲をこえて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(公聴会の秩序の維持)

第 7 条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の記録)

第 8 条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(自然環境保全地域における保全のための施設)

第 9 条 条例第 12 条第 1 項の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- (2) 排水施設及び廃棄物処理施設
- (3) 植生復元施設、病虫害等防除施設、砂防施設及び防火施設
- (4) 給餌<sup>じ</sup>施設及び養殖施設

(自然環境保全地域に関する保全事業の執行承認申請書)

第 10 条 条例第 12 条第 2 項の規定による自然環境保全地域に関する保全事業(以下「保全事業」という。)の執行の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第 1 号による申請書を提出して行うものとする。

- (1) 市町名
  - (2) 保全事業の種類
  - (3) 施設の位置
  - (4) 施設の規模及び構造
  - (5) 施設の管理又は運営の方法の概要
  - (6) 工事の施行に要する経費の総額及びその調達方法
  - (7) 工事の着手及び完了の予定年月日
- 2 前項の申請書には、位置図、施設の付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真並びに行為の種類に応じて平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図を添付しなければならない。

(一部改正〔平成 19 年規則 1 号〕)

(特別地区内における行為の許可申請書)

第 11 条 条例第 13 条第 3 項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書(様式第 2 号)を提出して行なうものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為地の地番及び地目
- (5) 行為地及びその付近の状況

- (6) 施行計画の概要
  - (7) 行為施行者の住所及び氏名
  - (8) 行為の着手及び完了の予定年月日
  - (9) 関係法令による手続の進ちよく状況
- 2 前項の申請書には、位置図、行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図並びに天然色写真並びに行為の種類に応じて平面図、断面図、立面図、構造図及び意匠配色図を添付しなければならない。

(特別地区内における許可を要しない木竹の伐採の方法と限度)

第12条 条例第13条第3項ただし書の規定による同項の許可を受けないで行うことができる同項第6号に掲げる木竹の伐採の方法と限度は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定による地域森林計画に基づく木竹の伐採で、その面積が1箇所当たり1ヘクタール以下のもの
- (2) 森林法第11条第5項(同法第12条第3項において準用する場合を含む。)の認定を受けた森林経営計画に基づく木竹の伐採又は国有林野管理経営規程(平成11年農林水産省訓令第2号)第12条の規定による国有林野施業実施計画に基づく伐採で、その面積が1箇所当たり2ヘクタール以下のもの  
(一部改正〔平成15年規則49号・24年23号〕)

((特別地区内の行為の許可基準))

第13条 条例第13条第5項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物その他の工作物を新築すること。
  - ア 建築物その他の工作物(以下ウまでにおいて単に「工作物」という。)であつて、仮設のもの(ウに掲げるものを除く。)
    - (ア) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。
    - (イ) 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
  - イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。)  
当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
  - ウ 次に掲げる工作物  
当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
    - (ア) 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備
    - (イ) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第16条第2号において同じ。)その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設
    - (ウ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設
    - (エ) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設(樹林帯を除く。)
    - (オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
    - (カ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅又は住宅部分を有する建築物を除く。)
    - (キ) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設又は同法

第 40 条の規定により漁港施設としてみなされた施設

- (ク) 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和 54 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船(搭載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。第 17 条第 1 号キにおいて同じ。)の構造の改善に関する事業に係る施設
  - (ケ) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設
  - (コ) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路、農道、林道その他の道(以下第 13 号及び第 17 条第 11 号を除き、「道路」という。)であつて、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの
  - (サ) 道路を構成する建築物又はこれを管理するための建築物
  - (シ) 鉄道、軌道又は索道
  - (ス) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所、待合所等の建築物
  - (セ) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 6 項の規定により港湾施設とみなされた施設
  - (ソ) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
  - (タ) 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物
  - (チ) 航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設
  - (ツ) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
  - (テ) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)
  - (ト) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)
  - (ナ) 教育又は試験研究を行うための工作物
  - (ニ) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定する水道施設
  - (ヌ) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道又は同条第 5 号に規定する都市下水路
  - (ネ) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物
  - (ノ) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 3 条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和 20 年勅令第 719 号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物
  - (ハ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械、器具等を格納する建築物
  - (ヒ) 当該特別地区内に居住する者の日常生活の用に供する物置、車庫、便所等の建築物(住宅又は住宅部分を有する建築物を除く。)
  - (フ) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
  - (ヘ) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
  - (ホ) (ア)から(オ)まで、(キ)から(ケ)まで、(シ)又は(セ)から(ネ)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
  - (マ) 条例第 13 条第 3 項の規定による許可を受けた行為(条例第 19 条第 1 項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物
- エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下エにおいて「普通建築物」という。)
- (ア) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通

建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの非難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

- a 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地
- b 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
- c 現に存する建築物の敷地である土地
- d a又はbの土地に隣接する土地(道路又は水路を挟んで接する土地を含む。)

(イ) 当該新築後の普通建築物の高さが10メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

- a 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合
- b 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合
- c 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

合

(ウ) 当該新築後における当該普通建築物の敷地内の普通建築物の床面積の合計が200平方メートル(当該新築が(イ)のcの場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築が、(ア)のa又はbの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(エ) 当該新築の方法並びに新築後の普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。

オ ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

(ア) 高さが10メートルを超えず、かつ、水平投影面積が200平方メートルを超えないこと。

(イ) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。

(2) 建築物その他の工作物を改築すること。

ア 建築物その他の工作物(以下ウまでにおいて単に「工作物」という。)であつて、仮設のもの(ウに掲げるものを除く。)

(ア) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。)

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。

ウ 前号ウに掲げる工作物

当該改築の方法及び改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。

エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下エにおいて「普通建築物」という。)

(ア) 当該改築後の普通建築物の高さが、10メートル(改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

(イ) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。

オ ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

- (ア) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。
- (イ) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- (3) 建築物その他の工作物を増築すること。
- ア 建築物その他の工作物(以下ウまでにおいて単に「工作物」という。)であつて、仮設のもの(ウに掲げるものを除く。)
  - (ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
  - (イ) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。)  
当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- ウ 第1号ウに掲げる工作物  
当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下エにおいて「普通建築物」という。)
  - (ア) 当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル(増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
  - (イ) 当該増築後における当該普通建築物の敷地内の普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が、次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
    - a 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であつた土地
    - b 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地
  - (ウ) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- オ ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)
  - (ア) 当該増築後の工作物の高さが、10メートル(増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ)を超えず、かつ、水平投影面積が200平方メートル(増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。
  - (イ) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- (4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。  
当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
  - ア 土地を開墾すること。
  - イ 建築物その他の工作物でない一般交通の用に供する道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
    - ウ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。
  - エ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。
    - オ 養浜のために土地の形質を変更すること。
  - カ 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

- (5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。  
当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。  
ア 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。  
イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。  
ウ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。  
エ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。  
オ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- (7) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- (8) 木竹を伐採すること。  
当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- (9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。  
当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の区域内における木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (12) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。  
当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- (13) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。
- (14) 次に掲げる行為  
前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。  
ア 災害の防止のために必要やむを得ない行為  
イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為
- 2 この規則における「床面積」には、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 1 条第 2 号に規定する地階の床面積は、算入しないものとする。

(一部改正〔平成元年規則 42 号・4 年 23 号・7 年 66 号・12 年 53 号・13 年 61 号・14 年 16 号・56 号・16 年 58 号・17 年 33 号・20 年 52 号・23 年 14 号・27 年 1 号〕)

(非常災害のために必要な応急措置として行なつた行為の届出書)

第 14 条 条例第 13 条第 6 項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書(様式第 3 号)を提出して行なうものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
  - (2) 行為の種類
  - (3) 行為地の地番及び地目
  - (4) 行為をした理由
  - (5) 行為の規模及び施行方法
  - (6) 行為の着手及び完了年月日
  - (7) 非常災害の発生日及び時間並びにその継続した期間
- 2 前項の届出書には、位置図、行為の施行方法を明らかにした図面並びに行為地その付近の状況を明らかにした天然色写真を添付しなければならない。

(既着手行為の届出書)

第 15 条 条例第 13 条第 8 項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書(様式第 4 号)を提出して行なうものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
  - (2) 行為の目的
  - (3) 行為の種類
  - (4) 行為地の地番及び地目
  - (5) 行為地及びその付近の状況
  - (6) 施行計画の概要
  - (7) 行為施行者の住所及び氏名
  - (8) 行為の着手及び完了の予定年月日
- 2 前項の届出書には、位置図、行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真並びに行為の種類に応じて平面図、断面図、立面図、構造図及び意匠配色図を添付しなければならない。

(特別地区内における許可又は届出を要しない行為)

第 16 条 条例第 13 条第 9 項第 3 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- (2) 海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
- (3) 地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- (4) 河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること、又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- (6) 道路法第 2 条第 1 項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- (7) 港湾法第 2 条第 6 項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、特別地区が



指定され、若しくはその区域が拡張された際同項の規定による認定がなされているもの又は条例第 19 条第 1 項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。

- (8) 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道又は同条第 5 号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第 28 条の 2 第 1 項の規定により県が行う保全事業又は同条第 4 項の規定により県以外の地方公共団体が知事に協議し、その同意を得て行う保全事業として木竹を損傷すること。
- (10) 国又は地方公共団体が、法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (11) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (12) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(一部改正〔平成 4 年規則 23 号・23 年 14 号・27 年 1 号〕)

第 17 条 条例第 13 条第 9 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 工作物(建築物を含む。以下同じ。)を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの
  - ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌<sup>じ</sup>台若しくは給水台を設置すること。
  - イ 砂防法第 2 条の規定により指定された土地、海岸法第 3 条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第 3 条に規定する地すべり防止区域、河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条に規定する急傾斜地崩壊危険区域内において、これらの土地等の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
  - ウ 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 10 条第 1 項に規定する測量標又は水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号)第 5 条第 1 項に規定する水路測量標を設置すること。
  - エ 農業、林業又は漁業を営むための建築物であつて、その高さが 5 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 100 平方メートル以下であるものを新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、その高さが 5 メートルを超え、又は床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)
  - オ 漁港漁場整備法第 3 条第 1 号に掲げる施設又は同条第 2 号イからハマでに掲げる施設(駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)を改築し、又は増築すること。
  - カ 漁港漁場整備法第 34 条第 1 項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
  - キ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
  - ク 道路(道路法第 2 条第 1 項に規定する道路を除く。以下クにおいて同じ。)を舗装し、又は道路のこう配を緩和し、線形を改良し、その他道路を改築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

- ケ 信号機、防護さく、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
- コ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- サ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上屋を含む。)を改築し、又は増築すること。
- シ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるために、必要な応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- セ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、その高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路の路面下に埋設すること。
- テ 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
- ト 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
- ナ 建築物の存する敷地内において、次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること((ア)から(ウ)まで又は(ク)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(ア)から(ウ)まで又は(ク)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
- (ア) 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎
- (イ) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの
- (ウ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干
- (エ) 旗ざおその他これに類するもの
- (オ) 門、塀、給水設備又は消火設備
- (カ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備
- (キ) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)
- (ク) 高さが5メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)
- ニ 条例第13条第3項の規定による許可を受けた行為(条例第19条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な仮設の工作物(宿舍を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において、新築し、改築し、又は増築すること。
- ヌ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。
- (2) 土地の形質を変更することであつて、次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、土地の形質を変更すること。
- イ 条例第13条第3項の規定による許可を受けた工作物の新築、改築若しくは増築(条例第19条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。)又は前条各号若しくは

前号に掲げる工作物の新築、改築又は増築を行うために、土地の形質を変更すること。

- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - イ 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 5 条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
  - ウ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
  - エ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学における教育又は学術研究のために、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届出(公立の大学(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。))にあつては、知事に通知)したものに限る。)
- (4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて、次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - ウ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (5) 木竹を伐採することであつて、次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、高さ 10 メートル以下の木竹を伐採すること。
  - イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐(単木択伐に限る。)すること。
  - ウ 森林の保育のために、下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
  - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
  - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
  - カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
  - キ 条例第 13 条第 3 項の規定による許可を受けた行為(条例第 19 条第 1 項後段の規定による協議に係るものを含む。)又は前条各号若しくは第 1 号に掲げる工作物の新築、改築若しくは増築を行うために木竹を伐採すること。
- (6) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
  - イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
  - ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
  - オ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - ク 静岡県希少野生動植物保護条例(平成 22 年静岡県条例第 37 号)第 12 条第 1 項の知事の許可に係る木竹を損傷すること。
  - ケ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号)第 2 条第 3 項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
  - サ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得

てこれらの者以外の者が行う場合を含む。)

シ 法令の規定による検査又は調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて、森林の整備及び保全を図るために条例第 13 条第 3 項第 8 号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であつて、次に掲げるもの

ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第 13 条第 3 項第 9 号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。)を放つこと。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

オ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

(ア) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(イ) 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて、次に掲げるもの

ア 砂防法第 1 条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。

イ 森林法第 41 条第 1 項又は第 3 項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ 海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。

エ 地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

オ 河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

キ 漁港漁場整備法第 25 条に規定する漁港管理者が維持管理する同法第 3 条の漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク 船舶から冷却水を排出すること。

ケ 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道若しくは同条第 5 号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。

コ 住宅から汚水又は廃水を排出すること。

サ 建築基準法第 31 条第 2 項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。

(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内に

において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて、次に掲げるもの

- ア 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- イ 海岸法第 3 条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ウ 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- エ 河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第 6 条第 1 項に規定する河川区域の指定、同法第 54 条第 1 項の規定による河川保全区域の指定又は同法第 56 条第 1 項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- カ 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- キ 土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ク 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 3 条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第 20 条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第 21 条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が、当該事業を営むために動力船を使用すること。
- ケ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- ア 森林法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区内における同法第 34 条第 2 項各号に該当する場合の同項(同法第 44 条において準用する場合を含む。)に規定する行為又は森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 63 条第 1 号に規定する事業若しくは工事を実施する行為
- イ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
  - (ア) 建築物を新築し、改築し、又は増築すること。
  - (イ) 用排水施設(幅員が 2 メートル以下の水路を除く。)又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、その幅員が 2 メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
  - (ウ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
  - (エ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - (オ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。
- ウ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為
- エ 学校教育法第 1 条に規定する大学の用地内において、教育活動又は学術研究として行う行為
- オ 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行

為(建築物の新築を除く。)

カ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。))及び都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

キ 工作物の維持管理又は修繕のための行為

ク 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(13) 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第13条第3項第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第13条第3項第6号に掲げる行為で第12条に規定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

(一部改正〔平成元年規則42号・4年23号・12年53号・13年1号・61号・14年16号・15年49号・16年58号・17年33号・76号・20年52号・23年14号・39号・25年52号・26年44号〕)

(野生動植物保護地区内における行為の制限の対象とならない行為)

第18条 条例第14条第3項第5号の規則で定める行為は、第16条各号に掲げるものとする。

(一部改正〔平成23年規則14号〕)

第19条 条例第14条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 第17条第1号、第2号イ、第5号イからオまで若しくはキ又は第12号アからオまで、キ若しくはクに掲げる行為(同条第1号にあつては工作物を新築することを除き、同条第2号イ又は第5号キにあつては同条第1号に掲げる行為のうち工作物の新築に係るものを除き、同条第12号イにあつては同号イ(ア)から(オ)までに掲げるもののほか建築物以外の工作物を新築することを除く。)

(2) 第12条に規定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

イ 学校教育法第1条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に届出(公立の大学にあつては、知事に通知)したものに限る。)

ウ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること(このために土地の形質を変更することを含む。)

エ 建築物の存する敷地内で行う行為

(4) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(一部改正〔平成元年規則42号・4年23号・16年58号・17年76号・23年14号〕)

(野生動植物保護地区内における行為の許可申請書)

第 20 条 条例第 14 条第 3 項第 7 号の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第 5 号)により行わなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 行為の目的
- (3) 捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する野生動植物の種類及び数量
- (4) 行為地の地番及び地目
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法
- (7) 捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する者の住所及び氏名
- (8) 行為の期間
- (9) 関係法令による手続の進ちよく状況

2 前項の申請書には、位置図、行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真並びに行為の種類に応じて平面図、断面図、立面図、構造図及び意匠配色図を添付しなければならない。

(一部改正〔平成 4 年規則 23 号・23 年 14 号〕)

(普通地区内における行為の届出書)

第 21 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書(様式第 6 号)を提出して行なうものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
  - (2) 行為の目的
  - (3) 行為の種類
  - (4) 行為地の地番及び地目
  - (5) 行為地及びその付近の状況
  - (6) 施行計画の概要
  - (7) 行為施行者の住所及び氏名
  - (8) 行為の着手及び完了の予定年月日
  - (9) 関係法令による手続の進ちよく状況
- 2 前項の届出書には、位置図、行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真並びに行為の種類に応じて平面図、断面図、立面図、構造図及び意匠配色図を添付しなければならない。

(普通地区内における工作物の基準)

第 22 条 条例第 15 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ 10 メートル又は床面積の合計 200 平方メートル
- (2) 道路 幅員 2 メートル
- (3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ 30 メートル
- (4) ダム 高さ 20 メートル
- (5) 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ 200 メートル又は水平投影面積 200 平方メートル
- (6) その他の工作物 高さ 10 メートル又は水平投影面積 200 平方メートル

(普通地区内における届出を要しない行為)

第23条 条例第15条第6項第4号の規則で定める行為は、第16条各号に掲げる行為とする。

(一部改正〔平成元年規則42号・23年14号〕)

第24条 条例第15条第6項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの
  - ア 第17条第1号に掲げるもの(同号ツ及びナに掲げるものを除く。)
  - イ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道を新築し、改築し、又は増築すること。
  - ウ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。
- (2) 土地の形質を変更することであつて、次に掲げるもの
  - ア 第13条第1項第4号イからオまでに掲げるもの
  - イ 条例第15条第1項第1号に該当しない場合における工作物の新築、改築若しくは増築、同項の規定による届出(条例第19条第2項の規定による通知を含む。)をした工作物の新築、改築若しくは増築又は前号若しくは第6号に掲げる工作物の新築、改築又は増築のために、土地の形質を変更すること。
  - ウ 面積が200平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが2メートルを超える法の<sup>のり</sup>を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、次に掲げるもの
  - ア 第13条第1項第5号イからオまでに掲げるもの
  - イ 当該行為の規模が前号ウの土地の形質の変更と同程度のもの
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が200平方メートルを超えないもの
- (5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて、次に掲げるもの
  - ア 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - イ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによる当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
  - ア 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
    - (ア) 高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超える建築物を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、その高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
    - (イ) 用排水施設(幅員が4メートル以下の水路を除く。)又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、その幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
    - (ウ) 宅地を造成すること。
    - (エ) 土地を開墾すること(既に普通地区内に農地又は採草放牧地を所有する農業を営む者が、これらの農地又は採草放牧地に近接してこれらと一体として経営することを目的として行うものを除く。)
    - (オ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - イ 第17条第12号ウからクまでに掲げる行為
  - ウ 建築物の存する敷地内において行う行為(建築物を新築し、改築し、又は増築する



ことを除く。)

- (7) 前各号に掲げる行為に附随する行為  
(一部改正〔平成元年規則 42 号・4 年 23 号・23 年 14 号〕)

(標識)

第 25 条 条例第 16 条第 1 項の規定により自然環境保全地域を表示する標識は、様式第 7 号によるものとする。

(身分証明書の様式)

第 26 条 条例第 18 条第 2 項又は条例第 20 条第 4 項の規定により、当該職員の携帯する身分証明書は、様式第 8 号によるものとする。

(自然環境保全地域における生態系維持回復事業の確認)

第 26 条の 2 県以外の地方公共団体が、条例第 19 条の 3 第 2 項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- (1) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
  - ア 生態系の状況の把握及び監視
  - イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
  - ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
  - エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
  - オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
  - カ 前各号に掲げる事業に必要な調査等  
(追加〔平成 23 年規則 14 号〕)

(自然環境保全地域における生態系維持回復事業の認定)

第 26 条の 3 地方公共団体以外の者が、条例第 19 条の 3 第 3 項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (2) その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第 2 号アからカまでのいずれかに該当すること。  
(追加〔平成 23 年規則 14 号〕)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第 26 条の 4 条例第 19 条の 3 第 4 項第 4 号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第 19 条の 3 第 5 項(同条第 8 項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺 2 万 5,000 分の 1 以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書  
(追加〔平成 23 年規則 14 号〕)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第 26 条の 5 条例第 19 条の 3 第 6 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第 4 項第 1 号に掲げる事項に係る変更とする。

(追加〔平成 23 年規則 14 号〕)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第 26 条の 6 条例第 19 条の 3 第 6 項の変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更を必要とする理由

(追加〔平成 23 年規則 14 号〕)

(損失の補償請求書)

第 27 条 条例第 21 条第 3 項の規定による損失の補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(様式第 9 号)を提出して行なうものとする。

- (1) 請求者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
  - (2) 補償請求の理由
  - (3) 補償請求額の総額及びその内訳
- 2 前項の請求書には、補償請求額を算出する基礎となつた資料等を添付しなければならない。

(土地の買入れの申出書)

第 28 条 条例第 22 条の規定による土地の買入れの申し出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書(様式第 10 号)を提出して行なうものとする。

- (1) 申出者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
  - (2) 買入れの申出理由
  - (3) 買入れを申し出る土地の価額
  - (4) 土地の地番、地目及び地積
  - (5) 土地の現状及びその周囲の状況
- 2 前項の申出書には、申出者の所有権を証する書類その他土地の価額を算出する基礎となつた資料等を添付しなければならない。

(自然環境保全協定の締結の対象とならない区域)

第 29 条 条例第 24 条第 1 項の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法第 2 章の規定により定められた市街化区域又は風致地区の区域
- (2) 森林法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域
- (3) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第 109 条第 2 項の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物の指定地域の区域
- (4) 静岡県文化財保護条例(昭和 36 年静岡県条例第 23 号)第 29 条第 1 項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物の指定地域の区域
- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区の区域

(6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域の区域

(一部改正〔平成元年規則42号・12年53号・15年44号・17年33号〕)

(自然環境保全協定の締結の対象となる開発行為)

第30条 条例第24条第1項の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) レクリエーション施設用地の造成
  - (2) 墓地の造成
  - (3) 工場用地の造成
  - (4) 鉱物の掘採又は土石の採取
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、土地の形質の変更を伴う行為であつて自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為
- (全部改正〔平成12年規則53号〕)

(開発行為の規模)

第31条 条例第24条第1項の規則で定める規模は、5ヘクタールとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、1ヘクタールとする。

(全部改正〔平成12年規則53号〕)

(自然環境保全協定締結後の措置)

第32条 条例第24条第2項に規定する必要な措置は、助言、勧告又は公表とする。

附 則

この規則は、条例の施行の日(昭和48年9月1日)から施行する。

附 則(平成元年3月31日規則第42号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第23号)

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成6年3月10日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月1日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第53号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号抄)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年8月28日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 17 日規則第 56 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 15 日規則第 44 号抄)  
(施行期日)  
1 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)の施行の日(平成 15 年 4 月 16 日)から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 20 日規則第 49 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 12 日規則第 58 号)  
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
2 この規則の施行の前日に国立の大学又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人が設置する大学がこの規則による改正前の静岡県自然環境保全条例施行規則第 17 条第 3 号エ又は第 19 条第 3 号イの規定により行った通知で、当該通知に係る行為がこの規則の施行の日以後に行われるものは、この規則による改正後の静岡県自然環境保全条例施行規則第 17 条第 3 号エ又は第 19 条第 3 号イの規定により行った届出とみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 33 号)  
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 8 月 12 日規則第 76 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

---

○市町村合併により村が廃されたことに伴う関係規則の整理に関する規則(抄)  
平成 19 年 3 月 20 日規則第 1 号  
(静岡県自然環境保全条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
第 10 条 この規則の施行の際現に前条の規定による改正前の静岡県自然環境保全条例施行規則の規定及び様式により提出されている申請書は、同条の規定による改正後の静岡県自然環境保全条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 1 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

---

附 則(平成 20 年 11 月 4 日規則第 52 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 14 号)  
1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県自然環境保全条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日規則第 39 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 23 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 森林法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 20 号)による改正前の森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 11 条第 1 項の規定による認定を受けた森林施業計画に基づく木竹の伐採については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 52 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 24 日規則第 44 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 6 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。